

様式 5

国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会（第2回）議事概要

開催日及び場所	平成28年7月7日（木） 国立大学法人島根大学 本部棟第二会議室		
出席委員	○委員長 千家 充伸（島根大学 監事） ○委員 中野 俊雄（島根県行政書士会理事・総務部長 行政書士） 山根 朋洋（公認会計士）		
審査対象期間	平成27年10月1日～平成28年3月31日		
個別審査案件	6件	○議事	
一般競争入札	3件	（1）審査対象案件抽出の報告について （2）審査対象案件の審査について （3）その他	
最低価格方式	2件		
総合評価方式	1件		
指名競争入札	件		
最低価格方式	件		
総合評価方式	件		
随意契約	3件		
企画競争	1件		
公募	件		
競争性のない随意契約	2件		
不落随意契約	件		
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり		
委員会としての意見	指摘すべき重大な事項は認められない。		

質問・意見	回答
<p>1) 脳深部刺激療法による機能的神経外科治療システム</p> <p>【一般競争入札（総合評価落札方式）】 （医学部会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入説明会時から入札参加資格業者数が1者であった経緯について伺いたい。</li> <li>・高度管理医療機器等販売業の許可者とは誰か。</li> <li>・第三回の仕様策定委員会開催から第四回の仕様策定委員会開催までの期間が6ヶ月あることについて理由を伺いたい。</li> <li>・予定価格表調書作成のうち、納入実績により算出した価格とあるが、納入実績とは他大学の実績か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官報による公示をしているので、業者を限定している訳ではなく、仕様策定委員会で作成した仕様書に基づき、入札を申し込んできた業者が結果として1者であった。</li> <li>・島根県知事である。</li> <li>・当初作成した仕様書（案）について、メーカーより構成内訳の一部が販売中止の旨連絡が有り、新型機種の内容を再度検討した経緯がある。</li> <li>・全国他大学や国立病院等の契約実績による参考見積額を比較しており、今回は国立大学3大学での比較である。</li> </ul>
<p>2) GE社製全身用コンピュータ断層撮影装置 修理</p> <p>【随意契約（競争性のない随意契約）】 （医学部会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕様書に基づき見積依頼者から聴取した作業単価」とある見積依頼者とはどこの業者か。また市場価格により算出した価格とはどのような実績によるものなのか。</li> <li>・随意契約の理由として、島根大学契約事務取扱規則第26条第1項に基づくものとあるが、消耗部品は緊急とは言えないのではないか。</li> <li>・当初G社の機器を購入した際にメンテナンスを含む契約としていないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約業者となる作業単価はG社通常の料金表であり、市場価格とはG社から取得した見積もりである。</li> <li>・部品に消耗の兆候があり正常に稼働するためには、併せて購入する必要がある。</li> <li>・保守契約は高額となるため締結せず、修理が必要となった際に、都度修理としている。</li> </ul>

<p>3) Science Direct®の利用</p> <p>【随意契約（競争性のない随意契約）】 （学術国際部図書情報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Science Direct ®にかわるものはなかったか。</li> <li>• 著作権はどのようになっているか伺いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 図書館運営会議で購入する電子ジャーナルについて検討している。学術雑誌は代替のきかない性質をもつことに加え、当該パッケージは、これまでの利用頻度、ダウンロード単価等を検討した結果、本学の研究活動に必要不可欠なものであるとの結論であった。利用頻度が少ないものは見直しを行っている。</li> <li>• E社との契約により、本学の構成員であればダウンロード等の利用は可能である。また、Walk-in user については印刷して有料で提供することが可能である。ただし、短時間に大量のダウンロードがあればE社から警告があり、全学的に利用が停止される場合もある。</li> </ul>
<p>4) (塩治) 中央監視設備等保全業務</p> <p>【一般競争入札（最低価格方式）】 （財務部施設企画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予定価格算定の考え方を伺いたい。</li> <li>• 見積書徴収が3者であるにも関わらず入札参加資格業者数1者となった経緯について伺いたい。</li> <li>• 中央監視設備等の保全業務と空気調和自動制御設備の保全業務を、同時に契約する必要はないと考えられるがいかがか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3者から見積もりを徴収し、そのうち最低価格の見積額をもとに積算している。</li> <li>• 設備面だけでなく、保守契約や技術的な業務が必要であったことが影響して、結果的に1者となったものと考えられる。</li> <li>• これらは連動しており、同時に行う作業がある。その都度更新することも可能であるが、費用が高額となる。</li> </ul>

<p>5) 総合理工学研究科教育用電子計算機システム 【一般競争入札（最低価格方式）】 （財務部経理・調達課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約業者を確認したい。</li> <li>・ 入札参加資格があると認めた業者数1者となった経緯について伺いたい。</li> <li>・ 電子計算機システムをリース契約することについて伺いたい。</li> <li>・ 予定価格算定の考え方を伺いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H社と（リース会社）J社との3者契約である。</li> <li>・ 入札公告で関係書類を受領した業者5者が内容を検討したが、調達物品の規模、仕様条件及び業者側の供給体制等の理由により、説明会参加者2者、結果的に入札参加者1者となったものと考えられる。</li> <li>・ 当該契約は新規案件ではないためである。 本件は、平成28年2月29日でリース期間が満了するため、引き続きリース契約により導入するものである。一般的には新規案件の場合、購入方式とリース方式を比較するなどにより導入方法を検討する。また、電子計算機システムなどは日進月歩で技術が進歩し陳腐化するため、リース契約により導入する機会が多いと考えられる。そのため、本件についてはリース期間を4年としている。</li> <li>・ 物価資料により算出した価格と市場価格を比較して算定している。</li> </ul>
<p>6) 「広報しまだい」制作等業務 【随意契約（企画競争による随意契約）】 （財務部経理・調達課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約とした理由について伺いたい。</li> <li>・ 「高度な専門性と技術力」が必要とあるが、島大らしさが見えてこない。大学が何をアピールしよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約事務取扱規則第26条では、随意契約によることができる場合について規定しているが、同規則第27条では、第26条以外により随意契約によろうとする場合には、契約審査委員会の審議を経なければならないため、本件の企画競争契約の適否について審議のうえ認められたものである。</li> <li>・ 本学の広報誌の1つである「大学案内」も平成28年度で契約が終了し、本件の「広報しまだい」</li> </ul>

としているのか。大学のなかで人材養成も必要であり、大学自身が企画・制作する意味でも、様々な職種や学生もいるので、一緒に制作する等別の方法も検討していただきたい。

・「広報しまだい」制作等業務選定委員会のメンバーについて、業者との独立性は客観的な視点や透明性の確保から事前に確認しておくべきである。

・予定価格算定において、他大学の広報誌の契約実績を比較する等、より多くの情報を入手し比較工夫の余地があるのではないか。

とともに、平成 29 年度に向けて広報戦略の観点から、制作方法等を一緒に検討することになっているので、この度の意見について広報委員会で検討するよう総務課を通じて申し入れたい。

・構成員は教員 2 名と職員 1 名であり、「広報しまだい」制作等業務公募要領等策定委員会で作成された評価基準に従い公平な眼で審査はしているが、業者と親族かどうかは確認していない。

・他大学の広報誌の企画内容によっては比較が困難な場合もあるが、次回より可能性は検討したい。